

# 平成29年度 山村振興関係予算概算要求額

府省庁名:環境省

(単位:千円)

事 項	平成28年度 当初予算額 (A)	平成29年度 概算要求額		対前年度 増 減 額 (B-A)	対前年度比 (B/A)	平成28年度 第2次補正 予算案	備 考
		(B)	うち「新しい日本 のための優先 課題推進枠」				
1 廃棄物処理施設整備事業 (浄化槽設置事業及び浄化槽市町村 整備推進事業を除く)	31,522,721	61,027,736	32,997,000	29,505,015	193.6%	46,690,000	廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を総合的に推進するため、国と地方が協働し、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進する。 〔循環型社会形成推進交付金交付対象地域〕 人口5万人以上又は面積400km <sup>2</sup> 以上の計画対象地域を構成する市町村(山村地域等については、特例として人口又は面積要件に該当しない場合でも交付対象とする。)
2 浄化槽整備事業	8,421,000	11,000,000	3,421,100	2,579,000	130.6%	1,000,000	生活排水を適正に処理し、健全な水環境を確保するため、市町村等が実施する浄化槽整備事業を支援する。
3 木質バイオマスエネルギーを活用 したモデル地域づくり推進事業	1,799,955	699,935	-	△ 1,100,020	38.9%	-	原木の加工、燃料の運搬、木質バイオマスのエネルギー利用等を行うための施設をリース方式により一體的に導入し、モデル地域づくりの実証事業を実施する。
4 木質バイオマス資源の持続的活用 による再生可能エネルギー導入計画 策定事業	400,000	800,000	-	400,000	200.0%	-	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画等の確実な実施を図るため、特に森林等に賦存する木質バイオマス資源を持続的に活用することを目標とした地方公共団体が行う計画策定に対して支援を行う。これにより、地域の低炭素化を実現するとともに、地域内で資金を循環させることにより森林等の保全・再生を可能にし、自然共生社会の構築の実現も図る。
5 自然公園等事業	8,588,000	8,589,000	1,500,000	1,000	100.0%	10,089,000	国立公園等において、自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るとともに、自然との多様なふれあいを求める国民のニーズに対応するための安全かつ適切な利用施設の整備を行う。また、地方公共団体が実施する国立・国定公園等の整備事業を支援する。

# 平成29年度 山村振興関係予算概算要求額

府省庁名:環境省

(単位:千円)

事 項	平成28年度 当初予算額 (A)	平成29年度 概算要求額 (B)	対前年度 増 減 額 (B-A) うち「新しい日本 のための優先 課題推進枠」	対前年度比 (B/A)	平成28年度 第2次補正 予算案	備 考
6 国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー)事業費	281,418	281,418	-	0	100.0%	- 国立公園等において、自然や社会状況を熟知した地元住民等を活用し、山岳地の保全管理や清掃活動等を行う。
7 国立公園協働型管理運営体制強化事業	73,004	29,545	-	△ 43,459	40.5%	- 観光資源として極めてポテンシャルの高い国立公園において、地域と協働した管理運営を行うことで、地域ごとの実態に即したきめ細かな利用サービスを提供できる魅力ある国立公園を目指す。
8 エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業	38,546	38,596	-	50	100.1%	- 国立公園等において、自然観光資源を活用した地域活性化を推進するため、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成などの地域のエコツーリズムの活動を支援する。
9 生物多様性保全推進支援事業	75,000	75,000	-	0	100.0%	- 希少野生動植物種の保全、外来生物対策、自然公園など生物多様性の保全上重要な地域での保全・再生など、地域の多様な主体による生物多様性保全に関する活動を支援する。
10 鳥獣保護管理強化総合対策事業の一部	717,640	739,784	-	22,144	103.1%	- 国立公園等の貴重な自然植生や農林水産業への被害が深刻となっているニホンジカ等の野生動物の保護・管理やそれに係る各種調査、人材育成の一層の充実により、対策の抜本的な強化を図り、地域の活性化に貢献する。
11 指定管理鳥獣捕獲等事業	500,000	1,500,000	1,500,000	1,000,000	300.0%	700,000 集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣として国が指定した指定管理鳥獣(ニホンジカ及びイノシシ)について、都道府県が指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画を定めて捕獲する取組に対し、必要な経費の一部を国が交付する。

注) 表中の事業については、振興山村等条件不利地域を対象にしたもの、振興山村で採択基準の緩和等優遇措置があるもの、事業内容的に振興山村での実施が見込まれるもの等であり、各事業の予算額については振興山村分として明確な区分ができないため、全国分を一括計上している。